

# 西都市立都於郡小学校いじめ防止基本方針の概要

## ＜いじめ防止に関する基本的な考え方＞

- いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知を図る取組に努める。
- いじめを受けている児童をしっかりと守る。
- いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して、万全の体制で臨む。
- 本校からのいじめの一扫を目指す。

### 【いじめ不登校対策委員会】

- (役割) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、検証、修正を行う。  
相談窓口であり、発生した事案についての対応を行う。
- (開催時期) 月1回の定例会
- (構成) 校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、特別支援コーディネーター、関係職員

### 学校の取組

- 【いじめの未然防止】**
- 望ましい人間関係づくりのための児童が主体となって行う活動の設定
  - 児童会によるいじめの防止活動の推進
  - 規範意識、帰属意識を高め、自己有用感を育む授業づくり
  - 相談しやすい環境作りと児童に寄りそった相談体制づくり
  - 道徳教育や情報モラル教育の充実
  - 保護者や地域との連携
- 【いじめの早期発見】**
- 定期的なアンケート調査及び教育相談週間の実施
  - 児童の発するサインの共有
  - いじめ不登校対策委員会における情報収集
- 【いじめに対する措置】**
- 児童の心身の安全の確保
  - いじめを認知後、いじめ不登校対策委員会へ報告し情報の共有化
  - いじめ不登校対策委員会において調査の方針の決定
  - 事実関係の調査 必要に応じてアンケート調査の実施
  - 保護者及びその他の関係者との情報の共有化
  - 指導及び支援方針の決定と組織的な対応
  - 再発防止に向けた継続指導、経過観察
- 【重大事態への対処】**
- 教育委員会への報告及び事実の確認のための調査
  - 警察署等との連携
  - 事実関係についての説明

### 家庭との連携

- ・参観日
- ・PTA総会
- ・個別面談
- ・オープンスクール
- ・親子相談アンケート

### 市教育委員会との連携

- ・報告、相談
- ・指導主事の要請・派遣
- ・専門家の要請・派遣

### 地域との連携

- ・学校評議委員会
- ・オープンスクール
- ・ホームページ掲載

### 関係機関等との連携

- ・警察署
- ・児童相談所
- ・市の福祉部局
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・臨床心理士
- ・医療機関
- ・るびなす支援学校(チーフコーディネーター)

## ＜いじめ防止年間指導計画＞

	いじめ防止のための措置		いじめの早期発見の措置	その他
	児童が主体となった活動	教職員が主体となった活動		
4月		○PTA総会での学校の方針説明	○年間の活動計画の検討	家庭訪問
5月	○ふれあい集会の実施①	○QU検査の実施(第1回) ○教育相談の実施・記録	○教育相談の時間設定	
6月	○ふれあい集会の実施② ○児童集会の実施①	○オープンスクールの実施		オープンスクール
7月		○生活目標「友達となかよく」の実践	○QU検査の説明	個人面談
8月		○個人面談の実施 ○QU検査の結果分析・検討		夏季休業
9月		○全校一斉道徳の授業参観 ○親子相談アンケート集計及び教育相談の実施・記録	○親子相談アンケート及び教育相談の実施計画	参観授業(道徳)
10月		○オープンスクールの実施	○教育相談の時間設定	オープンスクール
11月	○ハッピーレターへの取組 ○ふれあい集会の実施③	○生活目標「友達となかよく」の実践		都小っ子まつり
12月	○ふれあい集会の実施④	○県下一斉アンケートの実施 ○QU検査の実施(第2回)	○県下一斉アンケートの実施計画及びアンケートの調査・分析	冬季休業
1月	○ふれあい集会の実施⑤	○QU検査分析・検討	○QU検査の集約	
2月	○なかよし標語への取組	○生活目標「友達となかよく」の実践		
3月	○児童集会の実施②		○年間の取組の総括・次年度に向けての確認	学年末休業
通年	○学級活動等での話し合い活動の充実 ○縦割り清掃活動の実施 ○ボランティア活動の推進 ○児童会による取組の推進	○分かる授業の展開 ○授業研究会の実施 ○道徳教育や情報モラル教育の推進	○児童の発する具体的なサインの周知と活用 ○アンケート及び教育相談の実施 ○職員会議での情報共有 ○進級、進学時の情報の確実な引継ぎ ○過去のいじめ事例の蓄積	○警察署等との連携
月1回	○何でも相談アンケート	○何でも相談アンケートの集計及び教育相談	○教育相談アンケート週間の設定 ○「すこやか会議」の実施	○市教育委員会への報告
年1～2回		○家庭訪問による情報収集 ○人権教育研修会への教職員の参加 ○ホームページへの掲載	○生徒指導に関する学校訪問への対応	